

紋章の研究

その11 江戸時代の武将の紋章(6)

若山初子

- I. 緒言
- II. 大名の紋章
 1. 紋章の分類
 2. 新しい紋章
 3. 紋章名不明のもの
 4. まとめ
- III. 9900石～200俵の武将の紋章
 1. 紋章の分類
 2. 新しい紋章
 - (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・部分的に変化させてあるもの
 - ・形を改造したもの
 - ・外郭を変化させたもの
 - ・組み合わせを変化させたもの
 - (2) 新しく組み合わせたもの
 - (3) 新しい事物の紋章
 3. 紋章名不明のもの
 4. まとめ
- IV. 結び

I 緒言

前報⁽¹⁾においては、江戸時代の元禄6年～11年における大名の紋章について、大武鑑⁽²⁾に収録されていた紋章の考察を進めた。調べた大名は元禄6年418氏、8年389氏、11年160氏の計967氏である。

その内容は、この時代に新しく用いられた紋章を見出すことである。その結果、元禄6年においては当然のことながら前報⁽³⁾における紋章と同じ紋章を用いており、また部分的に変化させて用いている場合も既存のものであった。しかし新しく紋章を定めた子弟のうち1氏が父の用いている紋

章を部分的に変化させた形の、新しい紋章を用いていたことが認められた。また新しい事物の紋章も1ケースが認められた。

次に元禄8年においては、部分的に変化させた形の新しい紋章が1ケースであった。

元禄11年の場合は調べた大名は160氏であり、6年8年と比較すると紋章数は少ないが、部分的に変化させた形の新しい紋章が10ケース、新しく組み合わせたもの1ケース、新しい事物の紋章が1ケース見出された。

すなわち前報⁽¹⁾においては、初めて用いられ始めたと考えられる紋章は2ケースであり、武家紋は定着していると考えられるが、まだ新しい事物が紋章化されていることがわかる。

本報においては寶永元年（元禄17年）の大名129氏、9900石～200俵の617氏の武将についてその紋章を調べ、前報⁽¹⁾と同様に新しい紋章を見出すことを目的としてまとめた。

尚新しい紋章の定義としては前報⁽¹⁾と同様に

- ・今まである紋章を変化させたもの
- ・新しく組み合わせたもの
- ・新しい事物を用いたもの

とした。

II. 大名の紋章

寶永元年に武鑑に載せられている大名は129氏であった。尚、徳川氏一族の氏名の掲載はなく、したがって関係の紋章の記載はない。

1. 紋章の分類

129氏の大名の紋章を分類して表1に示す。尚分類法は前報⁽¹⁾と同様である。

紋章の研究

表1 寶永元年の大名の紋章の分類

文 様 紋			植 物 紋					
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
巴紋	右三つ巴	1	葵紋	八角に三つ葉葵	2	柏紋	牧野柏	3
	左三つ巴	2		立葵	1		桔梗紋	
木瓜紋	木瓜(窠輪黒地)	1		丸に立葵	5	龍胆紋		丸に笹龍胆
	五葉木瓜 (窠輪黒地)	3		桐紋	四角に立葵		1	丸に三つ葉龍胆
	堀田木瓜	1	梅紋	五七の桐(花黒地)	5	茗荷紋	抱茗荷	1
引両紋	丸に三引両	1	酢漿草紋	星梅鉢	2		丸に抱茗荷	1
			目結紋	隅立四つ目結 丸に隅立四つ目結 石持地抜繫ぎ 九つ目結	2 2 1 1	酢漿草紋	丸に酢漿草	3
藤紋	下り藤	1				棕櫚紋	田村茗荷	1
	下り藤(花黒地)	4					一の関茗荷	2
花菱紋	四つ花菱 隅切角に花菱 八角に花菱	1 1 1				上り藤	1	葦紋
			上り藤(花黒地)	2				
			藤巴	2	梨紋	永井梨切口	4	
鱗紋	三つ鱗	1	沢瀉紋	丸に沢瀉	1	鉄線紋	丸に鉄線 (貝象表現)	1
			丸に抱沢瀉	1				
			大関沢瀉	1				
			梶紋	立梶の葉	4			

動物紋			器材器具紋						
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	
鷹の羽紋	丸に左重ね違い鷹の羽	1	釘 枝紋	丸に釘枝	4	水 車紋	八つ水車	2	
	丸に左重ね違い鷹の羽 (斑点付)	3					丸に八つ水車	1	
	丸に右重ね違い鷹の羽	2	杏 葉紋	抱杏葉	1	蛇の 目紋	蛇の目九躍	1	
	丸に右重ね違い鷹の羽 (斑点付)	1		変り抱杏葉	1				
	丸に並び鷹の羽	1	矢 紋	片桐違い矢	1	輪 宝紋	三宅輪宝	2	
	井上鷹の羽	3							
	丸に八つ鷹の羽車	1							
	蝶紋	対い蝶	1	扇 紋	月の丸扇	2	銭 紋	青山銭	2
					丸に月の丸扇	1			
					高崎扇	1			
三つ扇					3				
瓜輪(内側の鑲なし)に 揚羽蝶		1	三つ月の丸扇	2					
菊輪に揚羽蝶		1	檜 扇紋	丹羽檜扇	1	笠 紋	柳生笠	1	
三つ蝶	1								

紋章の研究

天文地理紋			文字紋		合成紋		不明紋	
紋の種類 紋章数			紋の種類 紋章数		紋の種類 紋章数		紋の種類 紋章数	
星紋	六曜	2	隅切角に三の字	2	黒餅に三階菱	1	紋章名	2
	九曜	4	丸に左卍	2	板倉巴	1	不明のもの	
	離れ九曜	2	丸に上の字	2	丸に七宝に花菱	1		
	角九曜	1	丸に十の字	2	黒餅に劍酢漿草	1		
			隅切角に本の字	1	丸に劍酢漿草	1		
					上り藤に大の字	1		
					(花と大の字黒)			
					下り藤に十の字	1		
					(花と十の字黒)			
					沢瀉に水	1		
					三つ蝶に菊	1		
					雪持笹	1		
					一文字割剣桔梗	1		
					丸に三つ星	1		
					一文字			

次に表1の紋章をまとめてその数を図1に示す。

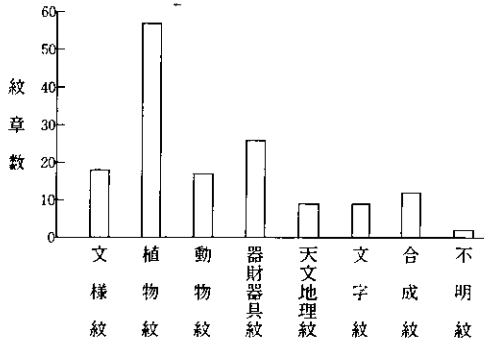


図1 大名の紋章の種類

図1の結果を前報⁽¹⁾と比較すると、用いられている紋章数の傾向はほぼ同様である。すなわち植物紋が最も多く、器財器具紋、文様紋と続く。

2. 新しい紋章

次にこれらの大名の紋章のうち、新しく用いられ始めたと考えられる紋章の考察を進める。

石川近江守(17000石)は丸に三つ葉龍胆と考えられる紋章を用いている。



丸に三つ葉龍胆

紋章の研究

前報⁽¹⁾では五龍胆車が新しく用いられ始めたことをのべたが、本報における三つ葉龍胆と考えられる紋章も笹龍胆からの変形と考えられる。五龍胆車は花卉の形から龍胆であることがはっきりわかるが、本報における紋章は花卉が小さくまたその形もはっきりしない。前報⁽¹⁾において紋章名不明のものとして石川美作守の紋章を述べたが、この紋章も龍胆紋と考えられる。石川美作守の紋章は葉が三葉花二ヶを配したものであった。本報における紋章も花および葉の形は前報⁽¹⁾と類似している。姓も同じ石川氏であるが、系図が示されていないのでこの二氏の関係は不明である。

次に池田河内守（15000石）の紋章は菊輪に揚羽蝶である。



菊輪に揚羽蝶

蝶は鎌倉時代⁽²⁾から用いられている紋章であり、またそのデザインも美しく変形されたものが多い紋章である。この紋章は輪郭に菊輪を用いている。紋章を構成する上において、その外郭の持つ意義は大きいと考えられるが、単なる輪による外郭ではなく菊の花弁をかたどったもので形態を複雑なものにしている。

大名の紋章においては以上の二つの紋章が新しく用いられたものである。そしてこれらは既存の紋章を部分的に変化させたものである。

3. 紋章名不明のもの

本多兵庫（10000石）の紋章は細隅切角に植物らしき文様が描かれている紋章である。



紋章名不明(1)

現在用いられている紋章にこのような紋章は見出せない。また調べたかぎりの文献にも載せられていない。日本紋章学⁶⁾には一本杉紋を用いている本多氏があることが記されているが、杉紋の形態を調べると上記の紋章とは全く異なり、杉紋を変形させた紋章とも考えられない。何を形どった紋章であろう。

次に松浦大膳（10000石）の紋章も植物の葉を対角線上に4枚並べたものである。



紋章名不明(2)

数多くある紋章の葉の形態のうちで、このような形に配したものは調べたかぎりでは見当たらない。この紋章に用いられている植物の葉は何であろう。具象的な表現の形をとっていないので分からない。

4. まとめ

以上寶永元年の大名129氏についての紋章をまとめた。

新しい紋章としては既存のものを部分的に変化させた形のものが2ケースであり、また紋章名不明のものも2ケース認められた。

III. 9900石～200俵の武将の紋章

1. 紋章の分類

9900石～200俵の617氏の武将の紋章を分類して表2に示す。分類方法は前記と同様である。

紋章の研究

表2 寶永元年の990石～200俵の武將の紋章の分類

文 様 紋				動 物 紋				
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
巴紋	左二つ巴	3	菱紋	割菱	1	鷹の羽紋	丸に違い鷹の羽 (斑入り)	2
	左三つ巴	14		丸に割菱	2		丸に右重ね違い鷹の羽	11
	丸に左三つ巴	2		三階菱	3		細隅角切に一つ鷹の羽 (斑入り)	1
	石持地抜左三つ巴	1		丸に三階菱	4		細隅角切に一つ鷹の羽	1
	右三つ巴	1		溝口菱	2		丸に並び鷹の羽 (久世鷹の羽)	2
	三つ巴崩し	1		丸に溝口菱	1		井上鷹の羽	4
木瓜紋	木瓜(窠輪黒地)	5	花菱紋	花菱	7	蝶紋	揚羽蝶	9
	丸に木瓜 (窠輪黒地)	3		丸に花菱	5		揚羽蝶(一部黒地)	1
	隅切角に木瓜 (窠輪黒地)	1		むくみ花菱	2		丸に揚羽蝶	12
	五葉木瓜 (窠輪黒地)	8	輪違紋	輪違い	1	対い蝶	2	
	堀田木瓜	3		三つ輪違い	2	三つ蝶	3	
	豎木瓜(窠輪黒地)	2				鶴の丸	3	
	三つ盛木瓜	1				対い鶴	3	
引両紋	丸に一引両	1	鱗紋	丸に三つ鱗	1	雁紋	丸に雁金	1
	丸に二引両	3		糸輪に三つ鱗	1		結び雁金	1
	丸に三引両	5					丸に結び雁金	4
	細隅立角に	1					三つ盛細輪に雁金	1
石持地抜二引両	1			尻合せ三つ雁金	2			
丸に豎二引両	1							
丸に豎三引両	1							
目結紋	三つ目結	1	直違紋	丹羽直違い	1	鹿角紋	抱鹿角	3
	三つ目結 (菅沼三つ目)	2					割角	1
	四つ目結	1					丸に割角	1
	隅立四つ目結	9						
	丸に隅立四つ目結	6						
	石持地抜隅立 四つ目結	1						
石持地抜繫ぎ 九つ目結	2							

植 物 紋													
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数					
葵紋	立葵	2	沢瀉紋	丸に沢瀉	9	牡丹紋	津軽牡丹	1					
	丸に立葵	7		抱沢瀉	2								
桐紋	五三の桐	1	梶紋	立梶の葉	1	丁字紋	六つ丁字	1					
	五三の桐(花黒地)	4			丸に立梶の葉		3	八つ丁字	2				
	五七の桐	1		諏訪梶の葉	1	桜紋	桜	2					
	五七の桐(花黒地)	16			松浦梶の葉		1	丸に桜	2				
梅紋	梅鉢	2	柏紋	丸に三つ柏	1	桜紋	丸に桜	2					
	丸に梅鉢	1			牧野柏		3	九曜桜	1				
	丸に石持地技梅鉢	2		丸に土佐柏	1	松紋	九曜桜	2					
	星梅鉢	15			丸に抱柏		1	左三階松	2				
	銀輪に星梅鉢	1	桔梗紋	桔梗	5	撫子紋	撫子	3					
	豊後梅鉢	1							丸に桔梗	7			
	向う梅	1							橘	1	梨紋	永井梨切口	3
	丸に向かう梅	2							丸に橘	1			
酢漿草紋	酢漿草	2	龍胆紋	丸に笹龍胆	1	杉紋	三本杉	1					
	丸に酢漿草	11							八角に笹龍胆	1			
	隅切角に酢漿草	1	茗荷紋	抱茗荷	2	蕨紋	丸に三本蕨	1					
	三つ盛酢漿草	1							丸に抱茗荷	2			
五つ盛酢漿草	1	竹・笹紋	丸に違切竹(右上)	1	棕櫚紋	棕櫚 (丸なし米津棕櫚)	2						
藤紋	上り藤							1	丸に九枚笹	6			
	上り藤(花黒地)							7			根笹	1	
	下り藤	1	丸に五枚根笹	1									
下り藤(花黒地)	19	細輪に五枚根笹			1								
藤巴	4												
蔦紋	蔦		4	批把紋		丸に三つ批把の葉	1						
	丸に蔦	8											
	鬼蔦	3											

紋章の研究

器材器具紋				天文地理紋					
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	
釘拔紋	釘拔	3	水車紋	八つ水車	1	星紋	五曜	1	
	丸に釘拔	7					六曜	4	
杏葉紋	抱杏葉	10	地紙紋	三つ地紙	1	星紋	石持地拔六曜	2	
	花杏葉	1					七曜	4	
	鍋嶋杏葉	1					石持地拔七曜	3	
矢紋	丸に違矢(右上)	1	銭紋	青山銭	1	星紋	九曜	3	
	片桐違矢	1		三つ盛銭	2		石持地拔九曜	2	
	細輪に班入り一つ矢	1		眞田六文銭	2		離れ九曜	1	
	丸に三つ矢車	1		永楽通寶銭	3		角九曜	1	
	六つ矢車	5					石持地拔重ね九曜	1	
扇紋	五本骨扇	1	蛇の目紋	蛇の目	2	波紋	離れ十曜	1	
	丸に五本骨扇	1					丸に三つ頭波	1	
	三つ扇	2					丸に七つ頭波	1	
	変形隅立角に三つ扇	1	建造物紋						
	六本扇車	1	久留守紋	内田久留守	1		紋の種類 紋章数		
	八本扇車	1	細切竹久留守	1					
檜扇紋	檜扇	1	額紋	丸に額	1	井筒紋	丸に井桁	2	
	山崎檜扇	1					組平井筒	1	
軍配団扇紋	軍配団扇	1	洲浜紋	丸に洲浜	1	蹠紋	丸に隅立二つ石	1	
				軍配団扇	1		三つ盛洲浜	1	瑞籬紋
	車紋	源氏車	2	笠紋	三階笠	1	鳥居紋	鳥居	1
		榊原源氏車	3					杵紋	丸に違い杵
	波引車(生駒車)	1							

若山初子

文 字 紋		合 成 紋			
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
丸に一の字	5	黒餅に九曜	1	黒餅に木瓜	1
丸に三の字	1	三つ割剣花菱	1	亀甲に花菱	1
隅切角に三の字	6	丸に三つ割剣花菱	1	丸に剣豎花菱	1
隅切角に縮三の字	1	上り藤に大の字	1	七宝に花菱	2
丸に九の字	1	上り藤に大の字	9	琴柱に三階菱	1
丸に十の字	1	(花と大の字黒地)		源氏車に豎二つ切竹	2
丸に大の字	2	上り藤(花黒地)	1	黒餅に四つ石	1
丸に上の字	3	に唐花		三つ星一文字	1
左卍	1	下り藤に安の字	1	丸に三つ星一文字	1
丸に左卍	2	(花と安の字黒地)		丸に一文字三つ星	1
丸に井の字	1	黒餅に酢漿草	1	一文字三つ星	2
丸に石持地抜鳩の字	1	黒餅に剣酢漿草	1	石持地抜	2
		剣酢漿草	1	一文字三つ星	
		丸に剣酢漿草	8	柀に月	2
		五七の桐に雪持笹	2	亀甲に小の字	1
		雪持笹	1	三盛亀甲に十の字	1
		水葵	1	亀甲に七曜	1
		葉敷菊水	2	一の字に	2
		亀甲に菊	1	丸に左三つ巴	
不 明 紋		五徳柏	4	七曜一引両	1
紋の種類	紋章数	丸に二本竹に雀	1	九曜一引両	1
紋章名不明のもの	15	黒餅に右重ね鷹の羽	1		
		黒餅に三階菱	1		

紋章の研究

次に表2の紋章をまとめてその数を図2に示す。

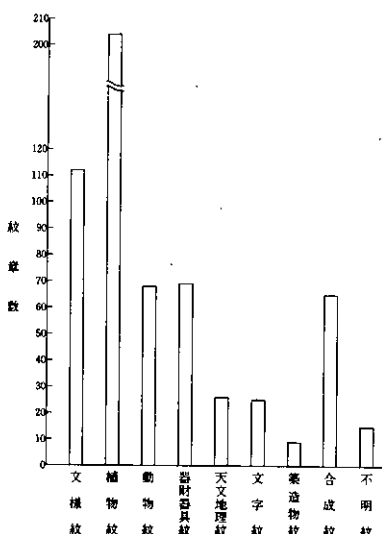


図2 9900石～200俵の武将の紋章の種類

図2の結果を図1および前報⁽¹⁾と比較すると、これらと同様にもっとも用いられているのは植物紋である。またその他の種類の紋章も多少の変化は認められるがほぼ同様であり、合成紋が増加していることは前報⁽¹⁾と同様の傾向を示す。また紋章名不明のものが15ケース見出された。

2. 新しい紋章

この時代に新しく用いられた紋章は前述のように3種類に大別した。

(1) 今まである紋章を変化させたもの
新しく用いられた紋章はこの形態のものが多く、形態の変化を便宜上四つの項目に分類し、用いている武将と共に表3にまとめた。

若山初子

表3 今まである紋章を変化させたものおよび用いた武将

部分的に変化させたもの							
紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に五枚根笹	石川又四郎	3000石		丸に三つ頭波	松田善右衛門	3000石
	細輪に五枚根笹	瀧美九郎兵衛	600石		保田大州流し	保田越前守	3500石
	軍配団扇	小畑上總介	1700石		丸に剣豎花菱	奥津能登守	1030石
	軍配団扇				三階笠	伊澤播磨守	2000石
	揚羽蝶	大嶋肥前守	5000石				

形を改造したもの				外郭を変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	松浦堀の葉	松浦酒之丞	300俵		細隅立角に石持地抜二引両	遠山準人正	800石
	細切竹久留守	能勢市十郎	2000石		六角に抱沢蔦	木下鑄殿助	5000石
	細切竹久留守	能勢治左衛門	4000石		八角に笹龍胆	石川越前守	5000石
	丸に割角	近藤源兵衛	2700石		変形隅立角に三つ扇	松平万次郎	記載なし
	離れ十曜	伊藤鞠負	3000石				

組み合わせを変化させたもの							
紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	三つ盛細輪に雁金	久永内記	4000石		丸に隅立二つ石	梶川興三兵衛	1200石
	石持地抜重ね九曜	松平孫孫左門	1000石				

・部分的に変化させたもの

この系列に入るものは9ケースの紋章である。

丸に五枚根笹および、細輪に五枚根笹は下部に直線で描かれた五本の根を持ち、五枚の葉の上部は中央と左右にそれぞれ二本の茎が描かれているが、この紋章と現在用いられている同じ紋章を比較すると上部茎の部分異なる。

次に軍配団扇紋は二つの形態のものが用いられている。これらの紋章を用いているのは同一人である。軍配団扇は前報⁽⁵⁾⁽⁷⁾でも述べたが、本報の紋章は前報のものとは文様が異なる。またその形は柄が下部から上部まで貫通していて、団扇の中央がくびれ先端がハート型になっているものと、柄が上部には突出てなく、しかもその柄は竹であることがわかる節が描かれていて、団扇の形も上部が盛り上がり中央のくびれがない。そしてこちらには三枚笹の文様が描かれている。

揚羽蝶も多くの武将が用いている紋章であるが、本報の紋章は羽の一部を黒く塗りつぶしているところに特徴がある。

波紋は八つ頭波⁽⁸⁾、七つ頭波⁽⁹⁾等が用いられたことを述べたが、本報における紋章は三つ頭であり、波の向きも逆で形態としては単純である。

追洲流しも室町時代⁽⁶⁾から用いられている。本報における紋章は交錯させている竹を曲線に描いているところに変化がある。

次に丸に堅剣花菱は著者が付した名称である。花菱紋は通常は横長に描かれているが、この紋章は縦長でありまた間に描かれている線もこの図だけでは剣かどうかは、はっきりしない。

笠紋は並び笠、三階笠共に前報⁽⁶⁾で用いられていることを述べたが、本報における三階笠は前報と同様に市女笠であるが、顎紐が描かれていなく、また上部の椀形に高くなっている部分の文様も異なる。

・形を改造したもの

既存の紋章の形を変えてしまったものをこの系列に入れた。該当する紋章は5ケースである。

松浦梶の葉は梶の葉を変化させたものと考えられる。梶の木⁽¹⁰⁾は葉が大きな広卵形で、老木は葉柄がたて形につき殆ど裂けないが、若木のものは3~5深裂するとある。ゆえに紋章として用いられている梶の葉は若木であり、松浦梶の葉は主葉脈が太く、また上部の亀裂が深いところに特徴が

ある。

細切竹久留守は二種類が用いられている。久留守、すなわち十字架紋である。周知のようにフランススコザビエルがキリスト教を伝えてから、日本人信者の数は急激に増えた。十字架が家紋に選ばれたのは信仰心によるものであるが、その形が簡単であることにもよると考えられる。十字架の種類⁽¹⁾は21種類あり本報の形はマルタ十字架の変化したものであることがわかる。江戸幕府の禁教政策による影響が紋章の形を変えたものであろう。能勢市十郎の紋章は交差点で縦軸が強調されている。

次に丸に割角は鹿角の内側の枝角のみを描き、外側は円に沿わせ枝角が描かれていない。また家系の繋がり不明であるが、鹿角紋を用いている5氏全員が近藤姓であった。

星紋も古くから多用されている紋章であり、十曜を離した形で用いているのが認められた。

・外郭を変化させたもの

外郭を変化させることは同一の紋章を他家と区別するための工夫であり、4ケースの紋章にそれが見られる。

遠山隼人正は多くの武将が用いている引両紋を、石持地拔とし更に細隅立角を外郭として用いている。

また抱沢瀉も多用されている紋章であるが、木下縫殿助の紋章は六角で囲われており、沢瀉紋の外郭に六角が用いられているのは調べている範囲では初めてである。

そしてこれと同様に考えられる紋章が八角に笹龍胆である。

次に松平万次郎の紋章は変形隅立角に三つ扇であり、このような四辺形は調べた限りでは見当たらない。変形隅立角は著者が付したものである。

・組み合わせを変化させたもの

この分類に属する紋章は、組み合わせた結果が新しい形となったものであり、3ケースの紋章が認められた。

三つ盛細輪に雁金を細輪に雁金を三角形に配置したもので、三つ盛の形は他の紋章でも見られる形である。そしてそれは一つの円の中に三つ盛にされている場合が多く、この紋章のように一つずつ円をかこまれたものを三つ盛にしている形は珍しい。

石持地拔重ね九曜は、石持地拔にした九曜紋を横に二つ並べ、中央でそ

紋章の研究

れぞれの一つの星を重ねたものである。このような用い方をしているのは現在の文献には見当たらない。








丸に隅立二つ石は甍を隅立にして豎長に二ケ並べたものと考えられる。二ケの組合わせのものは始めてであり、また調べている範囲の文献にもこの形のものは載せられていなく、この名稱は著者が付したものである。

以上合計21ケースの紋章が既存の紋章を変化させた形のものであった。

(2) 新しく組合わせたもの

新しく組み合わせたと考えられる紋章および武將を表4に示す。

表4 新しく組み合わせた紋章および用いた武將

紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	上り藤(花黒地) に唐花	丸茂勘左衛門	800石		七曜一引両	奥田八郎右衛門	2500石
	五七の桐 に雪持笹	山名中務 山中 圖 督	7000石 記載なし		九曜一引両	佐久間安壽守	1700石
	黒餅に右重ね 鷹の羽	阿部遠江守	3000石		餅に月	中山勘ヶ由 中山權左衛門	2500石 700石
	黒餅に四つ石	土屋市之丞	1400石				

藤紋と他の紋章を組み合わせたものは多く用いられているが、唐花紋との組み合わせは始めてである。

五七の桐に雪持笹の組み合わせも新しい。この紋章は多用されている五七の桐を主とし、その下に丁度三つ盛の形になるように二ケの雪持笹を配したものである。これらの紋章は単独で用いても美しい紋章であり、また単純明快な形ではない。公式礼服や袴等の制度化で、家紋の大きさや位置も規定されたであろうと考えられるが、視覚的なバランスからは、この両者を組み合わせた時にはどのような効果を持つのであろう。

次に黒餅と他の紋章を組み合わせたものは前報⁽⁴⁾でも述べているが、右

重ね鷹の羽と、四つ石を組み合わせたものは始めて認められたものである。

また一引両紋を星形に7ケまたは9ケ並べた形の紋章も新しい組み合わせである。引両紋や七曜紋九曜紋は単独で多用されている紋章である。一引両と七曜あるいは九曜を組み合わせ、それぞれ意味をもたせたものと考えられる。これらの紋章も調べている文献には見出せなく、この二つの名稱は著者が付したものである。



次に榊に月紋の中山勘ヶ由の紋章については、前報⁽⁴⁾において◇の形であったため、角の中に円かあるいは白餅か、榊に月なのかわからないために不明紋としてまとめた。本報における紋章はその形態から榊に月紋であることがわかる。

以上7ケースが新しく組み合わせて用いた紋章であった。

(3) 新しい事物の紋章

この分類に属する紋章は、今まで用いられていなかったものを紋章化したと言う点で、最も新しい形態と考えられる。紋章および用いた武將を表5に示す。

表5 新しい事物の紋章および用いた武將

紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に三本蕨	小出主計	4000石
	丸に違い杵	駒木根長三郎	1700石

蕨紋は山野に自生する蕨⁽¹⁰⁾の、新しい葉の葉身と葉柄部分を紋章化したものである。この紋章は握り拳のように巻いている葉身を、三本同じ方向に向け並べている。形は比較的単純であるがどのような意味を持たせ家紋に定めたのであろう。

紋章の研究

次に杵紋も新しく用いられた紋章である。杵は餅を搗く道具であり、めでたい餅を搗くのに用いた杵は、縁起の良いものとして家紋に選ばれたと考えられる。駒木根氏の紋章は二本の杵を斜に交錯させ丸で囲んだ形で、その苗字の発音と関係していることがわかる。

以上蕨と杵の二つの事物が、この時代に紋章として新しく加わったものである。

3. 紋章名不明のもの

紋章名のわからないものを表6、表7に示す。

表6 紋章名不明のもの(1)

紋章	氏名	石高
	中山主馬	2100石
	板橋興五左衛門	1100石
	岡田将監 中防長左衛門	6000石 4000石
	多羅尾久八良	500石
	能勢惣十郎	1500石

表7 紋章名不明のもの(2)

紋章	氏名	石高	紋章	氏名	石高
	松平忠左衛門	800石		本堂八太郎	9000石
	坪内源五郎 坪内角左衛門	1100石 1000石		大岡求馬	記載なし
	佐野與八郎	1100石		八木勘十郎	4000石
	前嶋太郎左衛門	700石		高木彌市郎	2300石
	石原市左衛門	650石		大田和泉守	3000石

いずれも調べた限りではそれに該当する紋がないものである。尚表6にまとめた5ケースの紋章は前報⁽³⁾⁽⁴⁾でも不明紋として扱ったものである。中山主馬の紋章は前報⁽⁴⁾では◇で不明紋として扱ったが、本報における紋章は□であり、どちらかが記載ミスとも考えられる。白餅紋、あるいは円相紋と解釈することもできる。

以上表6の紋章については考察を省略する。

松平忠左衛門の紋章は雪持ち笹とも考えられる。笹の葉の上部に描かれたものは左右がアンバランスであり、笹に付随した茎であるのか、また文字であろうか、上部に載せられた雪と考えられる図も文献の形とは異なるものである。

次に坪内源五郎、および坪内角左衛門の用いている紋章は、四角の中に三つの円を三つ盛形に配し、上の円と左右の円とをそれぞれ繋いだものであり洲浜紋に近い形である。洲浜は長寿を表現する文様とも言われているところから、それを変形させ円すなわち円満のイメージから三つを繋ぎ合わせたものか、または三つ星を繋ぎ合せたものであろうか。この形も調べている文献、および現在⁽¹²⁾用いられている紋章には見出せない。

次に佐野與八郎の紋章は文字を表現したものであろうか。これを一つの字とすると偏は刀のようであり、旁りの方は先という文字のようでもある。

しかしこのような文字は無いので二つのものを合わせ用いたとも考えられる。偏は刀、旁りは矛であろうか、上部は両刃の剣と考えることができる。その矛を人が支えているような形である。これは著者の推量である。武士の鼓舞を意味しているのであろうか。どんな意味を持たせ何を表現したのであろう。この紋章も調べた限りでは記載されていない。

前嶋太郎左衛門の用いている紋章は、細隅立角の中に中央で段差をつけた横棒が引かれている。これは何であり、またどのような意味を持つのか不明である。

次に石原市左衛門の紋章は、丸に三引両のような三本の線が描かれている。そしてこの線は普通の引両紋のように三本が平行に並んでいるのではなく、上の二本は左端から描かれ右側は円まで到達してはおらず、全体長のほぼ2/3の長さで留まり、下の一本は上二本とは反対に、右端から描かれ左側は円まで到達しないで上二本と対称的になっている。引違い引両紋か、あるいは算木紋の類いか、または八封紋なのであろうか。この紋章も始めて用いられているものである。

本堂八太郎の紋章は市松文様を円でカットした形である。鰐紋は方形の敷石のことであり、鰐紋とも考えられるがこの紋章は、普通多いもので9個の正方形が用いられている。しかし本堂八太郎の場合は16個の正方形を用いており、この紋章も調べている限りでは該当するものはない。市松文様は元禄文様とも言われているのでこの時代の流行文様であり、また単純な美しさが好まれて家紋にされたものと考えられる。

大岡求馬の紋章は形から見ると車紋のようである。車輪は中心から放射線状に出ている骨の数により六本骨、八本骨、十二本骨車が用いられている。しかしこの紋章は中心点が描かれていなく四本骨の表現はできない。久留守と考えることも可能である。ちなみに車紋として用いられている紋章の骨の数は、最小は六本である。また周囲の文様も車紋とは異なる。どんな意味を持たせて家紋と定めたのであろう。

次に八木勘十郎の紋章は、丸に植物の葉のような文様が描かれている。その刻みの形から考えて楓の葉のようである。文献⁶⁾によると楓紋を用いている者に江戸時代の八木氏が認められる。また楓紋を用いている武将は2~3氏との記載があり、他の紋章に比べると楓を家紋としている武将は少ない。この文様が楓の葉であるとする、紋章としては始めて用いられ

ているものであり、またその造形密度は他の紋章と比較して劣っているものと考えられる。

高木彌市郎の紋章は、丸の中に五枚および七枚の葉、または花卉のようなものが、3ヶ所から覗きの形で描かれている。若し葉であれば葉脈を描くのが普通である。しかしこの紋章にはそれは入れられていないところから、菊の花弁のようにも考えられる。高木氏の場合も造形密度が低く何であるかはっきりしない。

大田和泉守の紋章も現在は用いられていないし、またこの紋の記載は調べている限りでは無い。著者の判断によるが三つの事物の合成紋と考えられる。すなわち外郭に用いられている円は、上部でその先端が内側に巻き込まれているが、これは本報で始めて用いられている蕨と考えることが出来る。またその内側に円に沿って左右に描かれているのは鷹の羽であり、その二枚の鷹の羽の中に記載されているのは車紋の外側の一部分のようである。どのような意味を持たせ家紋としているのか不明である。

以上、この時代の不明紋15ケースのうち前報⁽³⁾⁽⁴⁾で記載した5ケースを省き、10ケースの考察を行なった。尚この10ケースの紋章は始めて認められたものであり、新しい紋章の分類に属するとも考えられる。

4. まとめ

以上寶永元年の9900石～200俵の武将、617氏の紋章を分類した。同年の大名の紋章に比べ変化に富んでいることが認められた。

新しい紋章としては

(1) 今まである紋章を変化させたもの

- ・部分的に変化させたもの …… 9 ケース
- ・形を改造したもの …… 5 ケース
- ・外郭を変化させたもの …… 4 ケース
- ・組み合わせを変化させたもの …… 3 ケース

(2) 新しく組み合わせたもの …… 7 ケース

(3) 新しい事物の紋章 …… 2 ケース

紋章名不明のもの …… 15 ケース

尚15ケースのうち10ケースは新しい紋章であった。

IV 結び

本報においては寶永元年に記載されている大名129氏、および9900石以下の武將617氏の紋章についての考察を行なった。主な内容はこの年に新しく用いられた紋章を見出すことである。

新しい紋章としては

1. 大名の紋章

既存のものを部分的に変化させたもの …… 2 ケース

紋章名不明のもの …… 2 ケース

が認められた。

2. 9900石～200俵の武將の紋章

これらの武將の紋章については、新しい紋章の形としては今まである紋章を変化させた形、また新しく組み合わせたもの、新しい事物を用いたものの総てが含まれており、合計30ケースの新しい紋章を見出すことができた。特に紋章としては最も新しいと考えられる新しい事物を用いたものが2ケース認められた。

また紋章名不明のものが15ケースあり、このうち5ケースは前報でも不明として記載したものであったが、残りの10ケースの不明紋は新しい紋章である。ゆえに新しい紋章は合計40ケースとなる。そしてこの10ケースについては調べた限りの文献に記載がなく、紋章の持つ意味の不明なものや、造形密度の低さのために何であるかが不明なもの等が含まれている。

以上寶永元年の武將の紋章については、大名以外の武將の紋章に新しい紋章が多く用いられており、元禄が終り次の年号に移行したこの年以降において、既存の紋章がどのような工夫により増加していくのか、またどのような事物が紋章として新しく加わるのか、興味ある問題である。

引用文献

1. 若山：北星短大紀要、26、57(1989)。
2. 橋本博：大武鑑巻3、大治社。
3. 若山：北星短大紀要、25、61(1988)。
4. 若山：北星短大紀要、19、37(1977)。
5. 若山：北星短大紀要、14、33(1968)。
6. 沼田頼輔：日本紋章学、人物往来社。
7. 若山：北星短大紀要、24、83(1987)。
8. 若山：北星短大紀要、19、27(1977)。
9. 若山：北星短大紀要、16、53(1970)。
10. 小倉謙監修：植物の事典、東京堂。
11. キリスト教大事典編集委員会：キリスト教大事典、教文館。
12. 市田八州男：紋典、芸艸堂。

Study of Crests

No.11 The Crests of Samurai
Families of the Edo Era(6)

Hatsuko Wakayama

Abstract

This investigation covers 129 daimyo and 617 retainers (income 9900 koku—200 hyo) in the year 1704. The investigation is concerned with hitherto undescribed crests.

Three categories of undescribed crests were determined.

1. Crests representing variations on known crests.
2. Crests of newly combined designs.
3. Crests with entirely new features.

Daimyo Crests

Two crests represented variations of existing designs, and there were two for which no name could be identified.

Crests of Retainers

1. Crests representing variations of known crests.
 - # 9 Where only parts were variations.
 - # 5 Where the shape had been changed.
 - # 4 Where the outline had been changed.
 - # 3 Where the combination of elements was changed
2. 7 crests of newly combined designs.
3. 2 crests with entirely new features.

There were 15 crests where no name could be identified of these 15, 10 crests were entirely new.